

## 平成28年度税制改正大綱まとめ(中小企業に関係のある項目のみ)

土井会計事務所

<http://www.doikaikei.com/>

増減税	改正項目	改正内容	適用時期	コメント
減 ↘	法人実効税率の引き下げ	大企業 現行32.11% 28年度 29.97%(▲2.14) 中小企業も同じように下がる	平成28年4月1日以降開始事業年度より	課税の繰り延べ節税を検討しましょう！
増 ↗	建物付属設備、構築物が定額法に一本化	定率法が使えなくなる	平成28年4月1日以後取得分より	建物建設の初年度、2年目の償却(節税効果)が少なくなってしまう。
減 ↘	企業版ふるさと納税の創設	最大で寄付額の6割税金が安くなる		でも4割は持ち出し。個人版2,000円負担とはだいぶ負担が違う！
増 ↗	雇用促進税制の範囲を限定	地方の一定の地域で、フルタイムの正社員のみ に限定されるため、ほとんど使えなくなる。		現行制度は、平成28年3月31日までの間に開始する事業年度で終了。
増 ↗	生産性向上設備投資減税は終了	延長なし	平成28年4月以降、縮減し、平成29年3月31日取得分までで終了。	建物まで対象となる減税制度が終了してしまう
減 ↘	消費税免税制度(免税店制度)	一般物品1万円超から5,000円以上に引下げ	平成28年5月1日以降の取引より	外国人旅行者のインバウンド消費に期待
減 ↘	機械装置の固定資産税半減	生産性向上設備に該当する機械装置の固定資産税を3年間半減		赤字企業でも減税の恩恵が受けられる
増 ↗	新しい加算税	税務調査の通知から更正予知までの修正申告について5%(ないし10%)の加算税	平成29年1月1日以後の申告分より	それでも調査で指摘されるよりは安い加算税
増 ↗	重加算税の上乗せ	過去5年以内に重加算税が課された場合、重加算税が10%加算され45%(通常35%)	平成29年1月1日以後の申告分より	一度、重加算税を受けるとこれまで以上に大変なことになる。
増 ↗	消費税増税	消費税は予定通り平成29年4月以降、10%に増税。「酒類、外食を除く飲食料品」及び「定期購読新聞」は、8%のまま。	平成29年4月1日以降の取引より	経理処理がますます大変になる。
減 ↘	中小企業の少額減価償却資産特例延長	30万円未満の少額減価償却資産を一括償却できる制度。それを2年間延長。	平成30年3月31日取得分まで	利用頻度の高い税制だったため、延長されて良かった。